

あなたの専門知識や経験を活かしてみませんか！
～ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について ～

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度な専門的知識や経験等を有する方を国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

1. 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

2. 応募条件

- (1) 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授又は准教授の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

3. 募集の概要

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下、「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 15名程度（予定）
- (3) 採用日 平成30年7月10日（予定）
- (4) 任用期間 採用日から2年間又は3年間（更新の可能性があります。）
- (5) 勤務地 全国の国税不服審判所の各支部又は支所のいずれかに配属
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収830万円程度から1,000万円程度を予定）

4. 応募方法等 **※応募期限は、平成29年11月17日（金）（必着）です。**

- (1) 応募方法
国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）から所定の履歴書をダウンロードし、所要の事項を記入の上、下記の宛先に提出してください。なお、資格証明書類も添付してください。
- (2) 選考方法
書類選考^{※1}及び面接試験^{※2}により選考します。
※1 書類選考の結果は、平成29年12月上旬頃に連絡します。
※2 面接試験は、平成30年1月16日（火）、17日（水）に実施する予定です。

【国税不服審判所とは】

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関です。

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）の「採用情報」ページに職務内容、応募条件など募集に当たっての詳細な内容、現職の国税審判官（特定任期付職員）からのメッセージなどを掲載しています。是非、一度ご覧ください。



《書類の提出先・お問い合わせ先》

国税不服審判所 管理室総務係 担当 徳永・山田

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 TEL 03-3581-4101（内3901、3923）